

健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託 仕様書

1 業務委託名称

健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託

2 本業務の目的・概要

本業務は、平成31年に策定した健康都市やまと総合計画（計画期間：2019年度～2028年度）のうち、2024年度から2028年度を計画期間とする後期基本計画の策定にあたり、その作業に関する本市への業務支援を行うこととする。

3 具体的な業務内容

1) 基礎調査・分析

- ①社会経済の動向や時代潮流について（将来予測を含む）
- ②大和市の現状について（人口将来推計、産業等の見通し、財政状況）
- ③大和市の特性について
- ④他団体との比較
- ⑤大和市の各種個別計画との関係性の整理
- ⑥コロナ禍の影響について（①～⑤において、可能な限り実施することとする。）

2) 後期基本計画骨子案

- ①基本構想、前期基本計画の運用実績、市民意識調査（令和3年度に実施済）及び人口推計等を考慮した後期基本計画骨子案の提案の作成（構成・内容等）

3) その他

- ①業務実施にあたり、その他必要と考えられる調査及び提案

4 大和市が提供する資料

次のものを資料として提供する。ただし、その他資料については、必要に応じて協議するものとする。

- ①健康都市やまと総合計画（2019年度～2028年度）
（前期基本計画（2019年度～2023年度）を含む）
- ②人口の将来推計等を行う上で必要なデータ

5 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

6 成果品の提出

1) 基礎調査・分析に関する資料

- ①各調査・分析に係るデータ等（電子データ）
- ②報告書概要版（10冊）
- ③報告書最終版（10冊）

2) 後期基本計画骨子案に関する資料

- ①骨子案作成に係るデータ等（電子データ）
- ②骨子案概要版（10冊）
- ③骨子案最終版（10冊）

※1) ①及び2) ①については、発注者の求めに応じて随時提供するものとする。

※報告書及び骨子案について、概要版・最終版の電子データ一式（修正可能なデータ及びPDFデータを電子記録媒体に保存）を合わせて提出する。

7 支払方法

一括事後払いとし、部分払い及び前金払いは行わない。

8 再委託の禁止

受託事業者は、本市の承諾なく業務を第三者に委託してはならない。

9 契約に係る要件

- 1) 本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。
- 2) 本業務にあたっては、十分な知識を有する者を配置すること。
- 3) 本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。
- 4) 別添【個人情報の取扱いに関する「特記事項」】を遵守して業務を行うこと。
- 5) 別添【情報資産（非公開）の取扱いに関する「特記事項」】を遵守して業務を行うこと。
- 6) 業務を実施するにあたっては、「大和市役所環境マネジメントシステム」の「環境方針」の趣旨を理解し、遂行すること。
- 7) 市への提出書類及び添付書類については、原則として再生紙を使用すること。
- 8) 施設内では、出来る限りエレベーターを使わずに階段を利用すること。
- 9) 市へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに、持ち帰ること。
- 10) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施をすること。
- 11) 業務を実施するにあたっては、「大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年大和市条例第20号）」の趣旨を理解し、遂行すること。
- 12) 作業が、屋外の公共の場所で実施される場合には、発注者と協議し、作業現場内に自由に市民等が通行できない場所を確保し、この中に喫煙場所を設けること。
- 13) 業務を実施するあたり、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年大和市条例第13号）」の趣旨を理解し遂行すること。

個人情報の取扱いに関する「特記事項」

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の安全かつ適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密等の保持)

第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この契約に関わる従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を受注者に提出させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約の業務の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先に対して業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第5条 受注者は、この契約の業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、これらの正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、前項に掲げた正社員以外の労働者の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(従業者の明確化及び名簿の作成)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う従業者を明確にし、当該従業者の名簿を作成しなければならない。

2 受注者は、前項により作成した名簿を発注者に対して提出しなければならない。当該従業者に変更があった場合も同様とする。

(従業者に対する監督・教育)

第10条 受注者は、個人情報が安全かつ適切に取り扱われるよう、この契約による業務を処理する従業者の監督及び従業者に対する教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、個人情報が安全かつ適切に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う情報システムを管理する従業者に対し、情報システムの管理及び運用並びにセキュリティ対策に関して必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(持出しの禁止)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を発注者の承諾なくして事業所内から持ち出してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て発注者から引き渡された個人情報を事業所内から持ち出すとき（郵送等の方法により送付する場合を含む。）には、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用など、安全な方策を講じなければならない。

(返還及び廃棄義務)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報を委託業務完了後、速やかに発注者に返還をするか又は発注者の指示に従い廃棄しなければならない。

2 受注者は、発注者から引き渡された個人情報を廃棄するときは、個人情報を復元不可能な状態にしなければならない。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報に関する紛失、漏えい、盗難、誤送付等の事故が発生した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の場合、受注者は、被害の拡大防止及び復旧のために必要な措置を速やかに講じなければならない。

(事故発生時の責任)

第14条 前条の場合において、発注者に損害を与えたときは、受注者は賠償責任の責めを負う。

(再委託による損害賠償)

第15条 個人情報に係る処理等の業務の再委託を行ったことにより、発注者に損害を与えたときは、受注者が賠償責任の責めを負う。

(契約の解除)

第16条 発注者の承諾を得ないで個人情報に係る処理等の業務の再委託を行った場合には、発注者は契約を解除することができる。

(報告義務)

第17条 受注者は、この契約の個人情報の取扱いに関する規定を遵守しているか、受注者が定めた個人情報の取扱いに関する内部規程を遵守しているか、並びにそれらを遵守できなかった場合にはその理由及び改善策について、少なくとも毎年度1回、書面により発注者に対して報告をしなければならない。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び調査)

第18条 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づいた必要な措置が講じられているかにつき検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

情報資産（非公開情報）の取扱いに関する「特記事項」

（非公開情報の定義）

第1条 非公開情報とは、個人情報（大和市個人情報保護条例第2条（4）に該当する情報）及び業務上必要とする最小限度の範囲の職員が取り扱う、又は公開を予定していない情報資産（大和市情報セキュリティ基本方針「3. 定義」に定められている情報資産）とし、次の被害が想定されるものをいう。

- （1）市民の生命に危険が及ぶもの又は市民の財産及びプライバシーを侵害するもの全て
- （2）企業、国及び他の自治体に影響が及ぶもの全て
- （3）市内部の事務に影響が及ぶもの全て

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た非公開情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、発注者が承認した場合を除き、非公開情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的外の使用禁止）

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された非公開情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された非公開情報を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（保管、搬送等）

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された非公開情報をき損及び滅失することのないよう、授受、搬送、保管及び廃棄などの際に、安全な管理に努めなければならない。

（返還義務）

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された非公開情報を委託業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

（事故報告義務）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された非公開情報の内容を漏えい、き損及び滅失した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（責任の境界）

第9条 受注者は、受注者自身及び発注者が認めた第三者が特記事項に違反若しくは不注意などにより非公開情報を漏えい、き損及び滅失した場合には、その責任の全てを負わなければならない。